

議会受付番号	鎌議第 1702 号
質問者	上 島 寛 弘 議員
答弁する者	市長(市民活動部観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

民泊規制緩和を受けて、市の方針の在り方

2 質問の要旨

- 1 日本政府は国家戦略特区の仕組みを活用し、一定の条件、条例の制定をもって、民泊を認めていく方針であるが、鎌倉市として民泊の規制緩和をどのように活用する方針であるのか。
- 2 民泊の規制緩和が実現して、鎌倉市にとってどのような効果があると分析するか。
- 3 神奈川県は条例制定の方針であると NHK 等の報道で把握したが、鎌倉市として県の方針や予定、条例内容をどのように把握しているか。
- 4 鎌倉市としてもこれを好機として、具体的な行動をとるべきである。神奈川県の動向を待つだけであるのか、いかに行動するか。

3 答弁

- 1 宿泊施設が少ない本市においては、民泊を宿泊施設の確保策の一つとして捉え、今後、規制緩和を活用していきたいと考えています。
- 2 規制緩和を活用できれば、宿泊客数の増加を通じて市内消費の拡大など一定の経済効果が期待できます。しかし、県の条例で定める 7～10 日という範囲の長期滞在が条件となるなかで、鎌倉に 2 日以上滞在する人の割合は、国内観光客で 5.5%、外国人観光客で 10.7%と少ないことから、最低でも 7 日以上長期にわたって本市に留まろうとする宿泊需要を創出していくことが課題であると認識しています。
- 3 県によれば、防犯、衛生及び近隣住民の不安などに配慮しながら、特例の活用を検討している段階であり、今後、条例の制定や指導基準の策定に向けて、関係団体と協議をしていくとのことでした。
- 4 今後開催されるラグビーワールドカップ 2019 や、東京オリンピック・パラリンピック開催時における長期滞在の宿泊需要に対応するため、国や県における規制緩和の動向を注視しつつ、民泊の推進に向けて検討していきたいと考えています。